

# 新型コロナウイルス抗原検査車による スクリーニング検査について

2021. 9. 27

富士フイルム株式会社  
メディカルシステム事業部

# 富士フィルムの抗原検査車サービス



医療機関による、医療法に準拠したサービス  
医師のオンライン診療で検査陽性/陰性を判定

※本サービスは医療機関が提供します



回診車、医療機材は富士フィルム(株)製を利用



東京都、神奈川県内どこでも車両で訪問  
(医療従事者が同席)



検査に必要な資材、人材、環境をワンストップ提供

検体採取は被験者ご自身で対応いただきます

## ■想定利用シーン

- ・企業イベント（入社式、新入社員研修、工場見学）
- ・学校イベント（修学旅行、運動会、卒業式）
- ・個人イベント（冠婚葬祭）

# 東大での実証実験の結果（8/27-9/11）

## 検査受付



## 検体の自己採取（約3分）



## 検査（約15分）



- ・受付 : 被験者が簡単な問診票を記載。無症状者を対象としたスクリーニング検査。
- ・検体採取 : 被験者自身で綿棒による検体採取。
- ・検査 : 医療従事者が専用装置を用いて検査。医師の指示書に基づき検査結果判断。

⇒問診は無症状の確認、検査は陽性・陰性の確認、をするのみ。

医療従事者が対応しているが、定型作業であり専門知識を必要とする場面は存在しない。

# 抗原検査車サービス普及に向けた課題

## 【前提】

巡回診療の医療法上の取扱いについて（昭和37年6月20日付け 厚生省医務局長通達）において、（診療所外で行われる）巡回診療は、以下の2類型が認められている。

①移動診療施設を利用する場合

又は

②上記以外の施設を利用する場合は、定期的反覆継続（概ね週二回以上）又は継続（おおむね三日以上）して行われるものではない場合

- 課題1：学校空き教室など（診療所ではない場所）の検査施設としての使用規制の緩和について  
⇒上記②について、空き教室などを利用した検査サービスを継続して行う事はできないか？
- 課題2：診療所の開設手続の緩和について  
⇒巡回診療が（病院・診療所の所在都道府県内ではなく）都道府県外で行われる場合、それぞれの都道府県で診療所の開設手続が必要とされるが、コスト・時間節約の観点から、診療所の開設手続を不要とできないか？

# 抗原検査車サービス普及に向けた課題

■新型コロナウイルス感染症に係る検査における巡回診療の医療法上の取扱いについて  
(令和3年6月9日付け 厚生労働省医政局総務課 事務連絡)

- 巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないとされている。

⇒実施目的、診療科目等の内容は同一であるが、実施場所を追加する度に実施計画書を提出する必要がある。手間を省くために不要とできないか？

- 巡回診療を患者が看護師等といる場合のオンライン診療（以下「D to P with N」）という。）の形で実施可能としている。

⇒ D to P with Nなので、現場に医療従事者が必須。  
一方、本サービスにおいて、医療従事者の専門知識が必要な場面はない。  
医療従事者逼迫のため、医療従事者の確保がサービス拡大の制約となっている。  
医療従事者の元で一定期間の実技トレーニングを積んだ一般の方が対応可能とできないか？